

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている方も郵便等で投票ができます。

令和5年4月9日（日）は神奈川県知事選挙及び神奈川県議会議員選挙の投票日です。

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている方で、一定の要件に該当する方は、郵便等により投票をすることができます（特例郵便等投票）。

○対象となる方

- ①感染症法・検疫法の規定により外出自粛要請を受けた方
- ②検疫法の規定により隔離又は停留の措置を受けて宿泊施設内に収容されている方

投票用紙等の請求時において、上記①、②の方が外出自粛要請期間又は隔離・停留の措置に係る期間が

令和5年3月24日（金）から令和5年4月9日（日）までの期間にかかると見込まれる場合

○神奈川県知事選挙及び神奈川県議会議員選挙の横須賀市の選挙人名簿登録要件

- （１）年齢要件 平成17年（2005年）4月10日（10日を含む。）までに生まれた人
 - （２）住所要件 令和5年（2023年）3月30日（30日を含む。）までに住民登録し、引き続き3箇月以上横須賀市に住民登録をされている人
上記のほか3箇月以上横須賀市に住民登録をされていて、かつ神奈川県内で転出後4箇月を経過していない人
- （１）、（２）の両方の要件に該当する必要があります。

○投票用紙等の請求期限

令和5年4月5日（水）17時まで（必着）

○投票用紙等の請求にあたってのお願い

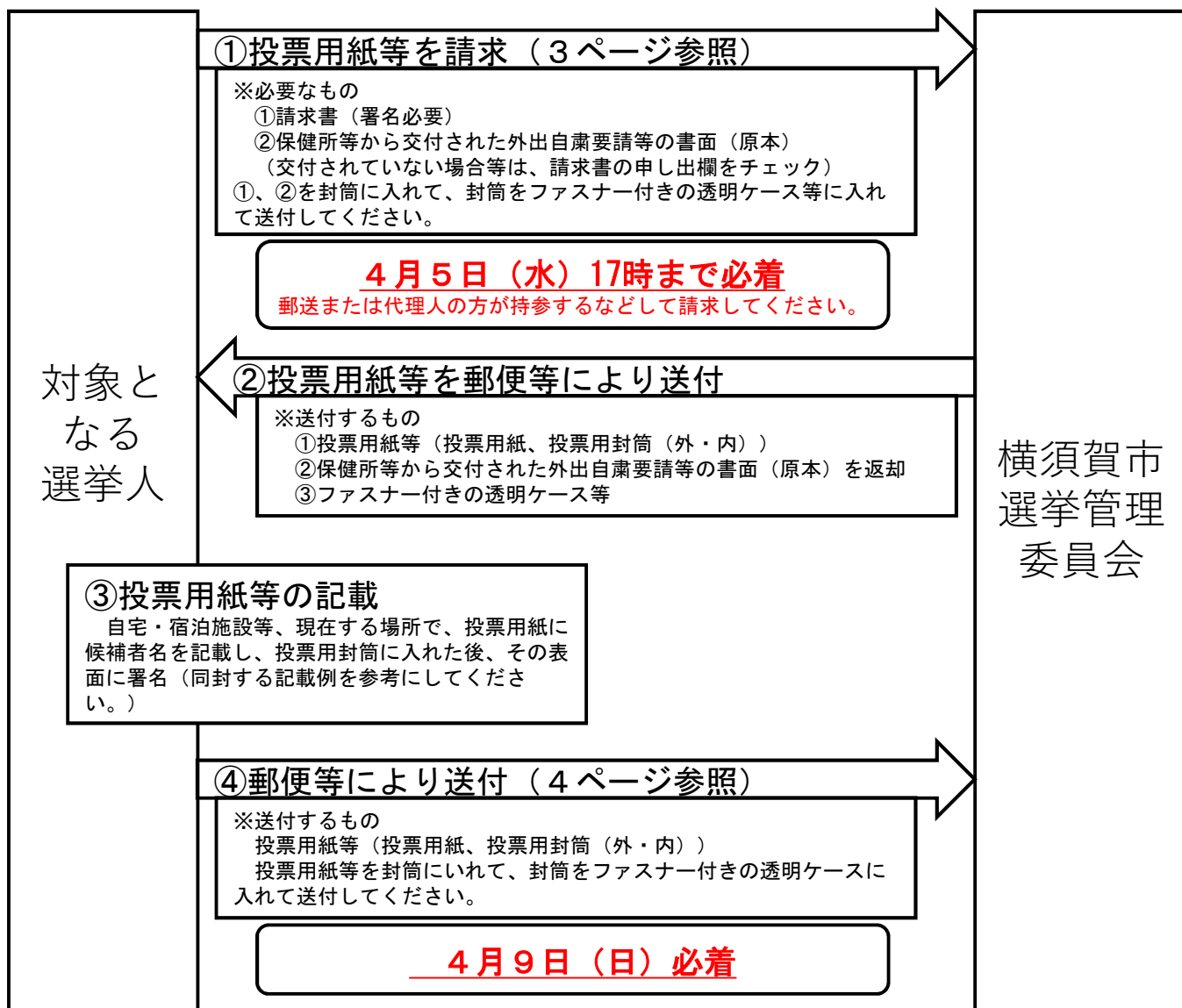
- ・請求の流れ等については、2～4ページを参照してください。
- ・保健所等が発行する外出自粛要請の書面（入院勧告若しくは入院措置等を受ける入院患者でないことがわかる就業制限に関する書面を含む。）または宿泊施設への隔離・停留の措置に係る書面を添えて、請求してください。
ただし、これらの書面が交付されていない場合等は、請求書の申出欄の理由にチェックをしてください。
- ・請求書、郵送する際の宛名表示については、横須賀市の選挙管理委員会からお取り寄せいただくか、横須賀市選挙管理委員会のホームページからダウンロードしてください。
- ・請求書等を入れた封筒に所定の宛名表示を貼り付け、ファスナー付きの透明ケース等に入れて表面を消毒した上で、同居人、知人等（患者ではない方）に投かんを依頼してください。

○濃厚接触者の方の投票について

濃厚接触者の方は、特例郵便等投票の対象ではありません。

投票所等で投票をすることができます（投票所等におけるマスクの着用や手指の消毒など感染拡大防止にご協力をお願いします）。

特例郵便等投票の流れ



（補足・注意事項）

- （1）投票終了までには、数日の期間を要します。請求は公（告）示前でもできますので、上記期限によらず、早めの請求・送付をお願いいたします。
- （2）投票用紙を請求された後に、宿泊・自宅療養期間が経過したため特例郵便等投票ではなく投票所で投票したいという方は、郵便等で送付された投票用紙等一式を投票所に持参し返却をしていただかないと、投票をすることができません。
- （3）特例郵便等投票の手続きにおいては、公正確保のため、他人の投票に対する干渉や、なりすまし等詐偽の方法による投票について、公職選挙法上の罰則（投票干渉罪、詐偽投票罪）が設けられています。

横須賀市選挙管理委員会

〒238-0006 横須賀市日の出町1丁目5番地ヴェルクよこすか2階

電話：046-822-8499

ホームページ <https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/8610/senkyo/index.html>